

2021年1月

ご投資家の皆様へ

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

「LM・オーストラリア・インカム・アロケーション・ファンド（毎月分配型）」
「LM・オーストラリア・インカム・アロケーション・ファンド（年2回決算型）」
信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「LM・オーストラリア・インカム・アロケーション・ファンド（毎月分配型）」および「LM・オーストラリア・インカム・アロケーション・ファンド（年2回決算型）」は、2021年1月14日時点の受益者の皆様を対象に、下記のとおり信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きを行いますので、お知らせいたします。
何卒、ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 書面決議を行う理由

各ファンドについては、2015年12月15日に当初設定後、主に豪ドル建の公社債ならびにオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行い、インカム収入の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりましたが、2020年11月末現在の信託財産の純資産総額は、「毎月分配型」が約2億円、「年2回決算型」が約2億円と、各ファンドとも運用を行うための適切な資産規模（信託約款で信託終了（繰上償還）の基準と規定する金額）である20億円を下回る状態が続いております。
弊社では、各ファンドの運用を継続するために対応策を検討してまいりましたが、前述の状況を鑑み、信託終了（繰上償還）することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、繰上償還に関する書面決議の手続きを取ることといたしました。

2. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議の日程および手続き

①書面決議対象受益者確定日	2021年1月14日
②議決権行使期間	2021年2月16日まで
③書面による決議の日	2021年2月17日
④信託終了（繰上償還）予定日	2021年3月25日

2021年2月17日に、2021年1月14日時点の各ファンドの受益者*を対象にそれぞれ書面決議を行い、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決された場合、信託を終了（繰上償還）いたします。

なお、書面決議が否決されたファンドについては、信託終了（繰上償還）は行いません。

*2021年1月13日以降に取得申込みを行い各ファンドの受益者となる方は、上記手続きを行う権利がございませんのでご注意ください。

以上